



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年 4月 2日 火曜日 第1344号

◇ 目 次 ◇

新たに生じた土地の確認（大三島町）.....	429
字の区域の変更（ " ）.....	429
新たに生じた土地の確認（大三島町）.....	429
字の区域の変更（ " ）.....	429
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....	429
大規模小売店舗の届出に係る市町村等の意見の概要.....	431
大規模小売店舗を設置している者の変更の届出の概要等.....	431
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧（9件）.....	432
卸売業務の許可の内容の変更.....	433
道後公園球場及び駐車場の使用料の収納事務の委託.....	433
道路の位置の指定.....	433

公 告

平成14年度において県が発注する建設工事に係る競走入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... 433

告 示

○愛媛県告示第739号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、大三島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、大三島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年 4月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
大三島町大字野々江6290の2、6291+6293+6294+6295+6296+6297+6298+6299+6300+6301+6302+6303+6304+6305+6306+6307+6308+6309+6310+6311+6312+6313+6314+6315+6316+6317+6318+6319+6320+6321+6322+6323+6324+6325+6326+6327+6328+6332+6333+6334+6335+6336+6337+6338+6339+6340+6341+6342+6343+6344+6345+6346+6347+6348+道、6292、6383の1及び6383の2の地先	2,263.65
大三島町大字野々江8073の2、8074の2、8075の2、8076の2、8076の3、8077の1、8077の2、8078から8082まで、8083の3、8085の2、8086の2、8087の2及び8088の2の地先	1,032.94

○愛媛県告示第740号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大三島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年 4月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字野々江	大三島町大字野々江6290の2、6291+6293+6294+6295+6296+6297+6298+6299+6300+6301+6302+6303+6304+6305+6306+6307+6308+6309+6310+6311+6312+6313+6314+6315+6316+6317+6318+6319+6320+6321+6322+6323+6324+6325+6326+6327+6328+6332+6333+6334+6335+6336+6337+6338+6339+6340+6341+6342+6343+6344+6345+6346+6347+6348+道、6292、6383の1及び6383の2の地先公有水面埋立地	2,263.65
大字野々江	大三島町大字野々江8073の2、8074の2、8075の2、8076の2、8076の3、8077の1、8077の2、8078から8082まで、8083の3、8085の2、8086の2、8087の2及び8088の2の地先公有水面埋立地	1,032.94

○愛媛県告示第741号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、大三島町長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は、大三島町の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成14年 4月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
大三島町大字肥海4836の2、4851の2、4852の2、4853の2及び4867の地先	1,546.24

○愛媛県告示第742号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、大三島町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成14年 4月 2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面積 (平方メートル)
大字肥海	大三島町大字肥海4836の2、4851の2、4852の2、4853の2及び4867の地先公有水面埋立地	1,546.24

○愛媛県告示第743号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び松

前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。
平成14年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
東レ株式会社
東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
代表取締役社長 平井 克彦
- 工場・事業場の名称及び所在地
東レ株式会社愛媛工場
伊予郡松前町大字筒井1515番地
- 特定施設に関する事項
脱硫装置

特定施設の種別	水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号。)別表第1第63号の3 廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1時間当たり215,000ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	平成14年8月20日	
使用開始の予定年月日	平成14年8月21日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.5 最大 6.0~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 3,000
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0
	全燐(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 230 最大 288	

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事の着手予定年月日	許可後直ちに
工事の完成予定年月日	平成14年8月20日
使用開始の予定年月日	平成14年8月21日
処理施設の種別	化学処理+物理処理

処理施設の型式	酸化、凝集、ろ過方式		
処理施設の構造	FRP+鉄		
処理施設の主要寸法(単位メートル)	縦 10.0 横 11.5 高さ 4.182		
処理施設の能力	1日当たり288立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	酸化、凝集、ろ過方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.5 最大 6.0~8.5	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500	通常 20 最大 30
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,000 最大 3,000	通常 20 最大 20
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0	通常 5.0 最大 10.0
	全燐(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 3.0	通常 1.0 最大 3.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 230 最大 288	通常 230 最大 288

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.5~8.7
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 14.7 最大 15.0
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.7 最大 21.6
	全窒素(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10.0 最大 20.0
	全燐(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 3.0

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 90,970 最大 120,650
----------------------------	-------------------------

- (2) 第2排水口
変更なし。

○愛媛県告示第744号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

当該意見は、愛媛県経済労働部商工流通課及び松山地方局産業経済部商工労政課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町村から聴取した意見の概要
コープ久米	松山市鷹子町70番地	ごみの減量化及びリサイクルの推進に努めること。

○愛媛県告示第745号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項の規定による変更に係る事項の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部商工流通課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジグラン北宇和島	宇和島市伊吹町字タカヒ甲912番地2	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社フジ、株式会社メディコ、株式会社二十一、株式会社四国フジパン、株式会社キタムラ、梶原竹次郎及び株式会社フォードフジ	株式会社フジ、株式会社メディコ、株式会社二十一及び株式会社フォードフジ	平成15年3月1日	平成14年3月22日
		大規模小売店舗内の店舗面積の合計	6,965㎡	13,835㎡		
		駐車場の収容台数	563台	1,094台		
		駐輪場の収容台数	165台	417台		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午後9時から 午後9時30分まで	午前8時30分から 午後10時30分まで		
		駐車場の自動車の出入口の数	6箇所	7箇所		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部商工流通課及び宇和島地方局産業経済部商工労政課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部商工流通課

○愛媛県告示第746号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、周桑郡丹原町大字徳能地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・徳能地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年4月3日から5月1日まで
- 縦覧場所
丹原町役場

○愛媛県告示第747号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、越智郡朝倉村大字朝倉上、朝倉下及び朝倉南地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・朝倉下地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年4月3日から5月1日まで
- 縦覧場所
朝倉村役場

○愛媛県告示第748号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、越智郡朝倉村大字朝倉上、朝倉下及び朝倉南地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・朝倉下地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年4月3日から5月2日まで
- 縦覧場所
朝倉村役場

○愛媛県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、伊予市宮下、上野、上三谷及び下三谷地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項におい

て準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備、客土、農業用排水施設整備及びほ場整備事業・伊予東地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年4月3日から5月1日まで
- 縦覧場所
伊予市役所

○愛媛県告示第750号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上浮穴郡久万町大字東明神、西明神、上畑野川、直瀬及び父野川並びに同郡美川村日野浦地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（農業用道路整備事業・上浮穴高原地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年4月3日から5月1日まで
- 縦覧場所
久万町役場及び美川村役場

○愛媛県告示第751号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、上浮穴郡美川村日野浦地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ほ場整備事業・上浮穴高原地区）変更計画書の写し
- 縦覧期間
平成14年4月3日から5月1日まで
- 縦覧場所
美川村役場

○愛媛県告示第752号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、宇和島市地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（かんがい排水事業・宇和島地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年4月3日から5月1日まで
- 3 縦覧場所
宇和島市役所

○愛媛県告示第753号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、宇和島市九島地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（かんがい排水事業・宇和島第二地区）変更計画書の写し

- 2 縦覧期間
平成14年4月3日から5月1日まで
- 3 縦覧場所
宇和島市役所

○愛媛県告示第754号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、北宇和郡津島町大字増穂地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（担い手育成基盤整備事業・増穂地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年4月3日から5月1日まで
- 3 縦覧場所
津島町役場

○愛媛県告示第755号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定による地方卸売市場における卸売の業務の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	卸売業者の所在地及び名称		変更理由
		変更前	変更後	
水卸第31号	昭和55年4月1日	八幡浜市1581番地 太陽産業株式会社	八幡浜市1585番地 有限会社太陽魚市場	営業の譲渡し及び譲受け

○愛媛県告示第756号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、道後公園球戯場及び駐車場の使用料の収納事務を平成14年4月1日財団法人愛媛県埋蔵文化財調査センターに委託した。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第757号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
西条市樋之口字廣坪 137 番 1
- 2 申請人の住所氏名
西条市喜多川 703 番地の 1
田坂 太
- 3 図面省略

公 告

○公 告

平成14年度において県が発注する建設事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に平成14年度の建設事に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

平成14年4月2日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 工事種別
 - (1) 土木一式工事
 - (2) 建築一式工事
 - (3) 大工工事
 - (4) 左官工事
 - (5) とび・土工・コンクリート工事
 - (6) 石工事
 - (7) 屋根工事

- (8) 電気工事
 (9) 管工事
 (10) タイル・れんが・ブロック工事
 (11) 鋼構造物工事
 (12) 鉄筋工事
 (13) 舗装工事
 (14) しゅんせつ工事
 (15) 板金工事
 (16) ガラス工事
 (17) 塗装工事
 (18) 防水工事
 (19) 内装仕上工事
 (20) 機械器具設置工事
 (21) 熱絶縁工事
 (22) 電気通信工事
 (23) 造園工事
 (24) さく井工事
 (25) 建具工事
 (26) 水道施設工事
 (27) 消防施設工事
 (28) 清掃施設工事
- 2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者
- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの(その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。)
- ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 資格
- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領(昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。)第2条の規定による等級別格付け(以下「格付け」という。)をされた者
- イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱(平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。)第12条第2項において例によることとされる

業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体(特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。)

(2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

新たに資格の審査を受けようとする者の申請は、執務時間中(午前8時30分から午後5時15分まで)において、随時受け付ける。ただし、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

(1) 請求先

社団法人愛媛県建設業協会

〒790-0002

愛媛県松山市二番町四丁目4番地4

電話番号(089)943-5324

(2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

(1) 特定調達契約(愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年愛媛県規則第69号)第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。)に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書(様式第1号。以下「参加表明書」という。)を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

(2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書(様

式第2号)により通知する。

8 資格の効力

資格は、平成14年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 平成15年度及び平成16年度の資格審査

平成15年度及び平成16年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成14年9月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問い合わせ先

愛媛県土木部土木管理課建設業係

〒 790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号(089)941-2111(代)

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 941 - 2111(代)	県外
愛媛県西条地方局伊予三島土木事務所事業管理課 〒799 - 0404 伊予三島市宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 - 24 - 4455(代)	川之江市、伊予三島市及び宇摩郡
愛媛県西条地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300(代)	新居浜市及び西条市
愛媛県西条地方局丹原土木事務所用地管理課 〒791 - 0508 周桑郡丹原町池田1611番地 電話番号 0898 - 68 - 7004(直)	東予市及び周桑郡
愛媛県今治地方局建設部管理課 〒794 - 0042 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500(代)	今治市及び越智郡
愛媛県松山地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111(代)	松山市、北条市及び温泉郡
愛媛県松山地方局久万土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万町久万町571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210(直)	上浮穴郡
愛媛県松山地方局伊予土木事務所用地管理課 〒799 - 3113 伊予市米湊269番地 電話番号 089 - 982 - 1205(代)	伊予市及び伊予郡
愛媛県八幡浜地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121(直)	大洲市及び喜多郡
愛媛県八幡浜地方局建設部管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111(代)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県八幡浜地方局宇和土木事務所事業管理課 〒797 - 0015 東宇和郡宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 - 62 - 1331(直)	東宇和郡
愛媛県宇和島地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211(代)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県宇和島地方局御荘土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡御荘町平城3048 電話番号 0895 - 72 - 1145(直)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事 殿

郵便番号 -

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 (印)

電話 () - 番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号

年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 殿

愛媛県知事 印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで